

「險契約」という。)であつて、保険期間がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に満了するものは、これに係る改正後の同条に規定する保険金額(以下「新保険金額」といふ。)に対応する施行日における保険料の額が旧責任保険契約に係る施行日の前日における保険料の額をこえない場合には、この政令の施行の時において、新保険金額をその保険金額とする責任保険の契約に変更されたものとみなす。この場合において、この政令の施行前に発生した自動車の運行による事故に係る保険金額については、なお従前の例による。

3 前項の場合には、大蔵大臣は、その旨を告示するものとする。

4 前二項の規定は、責任共済の契約について準用する。この場合において、附則第二項中「保険金額」とあるのは「共済金額」と、「保険期間」とあるのは「共済期間」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と、前項中「大蔵大臣」とあるのは「農林大臣」と読み替えるものとする。

5 自動車損害賠償保障事業が行なう損害のん補の限度額(以下単に「限度額」という。)に関する改正後の規定は、この政令の施行後に発生する自動車の運行による事故について適用し、この政令の施行前に発生した自動車の運行による事故に係る限度額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四二年九月一日政令第二七号)

(施行期日) 第一条 この政令は、昭和四十二年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年二月五日政令第一二号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の自動車損害賠償保障法施行令の規定は、昭和四十二年八月一日以後に発生した自動車の運行による事故について適用する。

附 則 (昭和四四年一〇月三一日政令第二七〇号)

この政令は、昭和四十四年十一月一日から施行する。この政令の施行の際現に締結されている責任保険の契約で保険期間がこの政令の施行の日以後に満了するものの保険金額は、この政令の施行後に発生する自動車の運行による事故に係る保険金額は、この政令の施行の日以後に満了するものとみなす。

3 前項の規定は、責任共済の契約の共済金額について準用する。

4 この政令の施行前に発生した自動車の運行による事故に係る保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額の支払又は損害のん補(以下「保険金の支払等」という。)について適用し、この政令の施行前に発生した自動車の運行による事故に係る保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額の支払等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四四年一二月一九日政令第三一〇号)

この政令中、第一条及び第二条の規定は、昭和四十五年一月一日から、第三条から第五条までの規定は、同年三月一日から、第六条の規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四五五年九月一八日政令第二六三号)

この政令は、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第四十六号)の施行の日(昭和四十五年十月一日)から施行する。

附 則 (昭和四五五年九月一八日政令第二二号)

この政令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年一一月二七日政令第三五〇号)

この政令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年一一月二七日政令第三五〇号)

この政令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一二月五日政令第三四七号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の自動車損害賠償保障法施行令の規定は、昭和五十年九月一日以後に発生した自動車の運行による事故について適用する。

附 則 (昭和五〇年一二月五日政令第三四七号)

この政令は、昭和五十三年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年六月二七日政令第二六一号)

この政令は、昭和五十三年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一二月五日政令第一一号)

この政令は、昭和五十年二月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一二月二四日政令第一二号)

この政令は、昭和五十年二月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年六月二七日政令第二六一号)

この政令は、昭和五十三年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五四年一二月三〇日政令第三三一号)

この政令は、昭和四十八年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年一二月三〇日政令第一三号)

この政令は、昭和四十八年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和五四年一二月三〇日政令第一三号)

この政令は、昭和五四年一二月三〇日から施行する。

4 改正後の第三条の二(第十七条及び第二十一条において準用する場合を含む。)の規定によると、この政令の施行前に発生した自動車の運行による事故に係る保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額の支払又は損害のん補(以下「保険金の支払等」という。)について適用し、この政令の施行前に発生した自動車の運行による事故に係る保険会社又は組合が被害者に支払う仮渡金の金額については、なお従前の例による。

2 第二項において準用する場合を含む。)の規定によると、この政令の施行後に発生した自動車の運行による事故に係る保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額の支払又は損害のん補(以下「保険金の支払等」という。)について適用し、この政令の施行前に発生した自動車の運行による事故に係る保険会社又は組合が被害者に支払う仮渡金の金額については、なお従前の例による。

1 この政令は、昭和五十年七月一日から施行する。

第二条 この政令の施行の際現に締結されている責任保険又は責任共済の契約で保険期間又は共済期間がこの政令の施行の日以後に満了するものの保険金額又は共済金額は、この政令の施行後に発生する自動車の運行による事故に関する規定は、第一条の規定による改正後の自動車損害賠償保険法施行令（以下「新自賠令」という。）第二条（新自賠令第十二条において準用する場合を含む。）に規定する保険金額又は共済金額に変更されたものとみなし、この政令の施行前に発生した自動車の運行による事故に関する規定は、なお従前の例による。

る。この政令は、平成二年六月七日政令第三一
附 則（平成二年六月七日政令第三一）抄
（施行期日）
この政令は、内閣法の一部を改正する法律
（平成十一年法律第八十九号）の施行の日（平
成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年一月二一日政令第
四一九号）
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施
行する。
（施行期日）

2 改正後の第三条の二（第十七条及び第二十条
第二項において準用する場合を含む。）の規定
は、この政令の施行後に発生する自動車の運行
による事故に係る保険金若しくは共済金若しく
は損害賠償額の支払又は損害のてん補（以下
「保険金の支払等」という。）について適用し、
この政令の施行前に発生した自動車の運行によ
る事故に係る保険金の支払等については、なお
従前の例による。

第一条 (施行期日)
この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年八月一日政令第二五八号)
この政令は、平成九年十月一日から施行する。

附則（平成七年五月二七日政令第）抄
八七号（施行期日）

附則（平成一六年九月一五日政令第二百五号）抄
施行期日
第一条 この政令は、公布の日から施行し、改正後の自動車損害賠償保障法施行令（次条において「新令」という。）の規定は、平成十六年七月一日以後に発生した自動車の運行による事故について適用する。
（経過措置）
第二条 平成十六年七月一日からこの政令の施行日の前日までの間に発生した自動車の運行による事故に関する新令別表第二の規定の適用については、同表第七級の項第六号中「のおや指若しくはひとさし指」とあるのは、「おや指及びひとさし指、おや指若しくはひとさし指」と、同表第八級の項第三号中「二の手指」とあるのは、「ひとさし指以外」以外の二の手指」と、「以外」とあるのは、「おや指及びひとさし指、およや指若しくはひとさし指」と、同表第九級の項第十三号中「二の手指」とあるのは、「ひとさし指以外の二の手指」と、「以外」とあるのは、「のおや指及びひとさし指、およや指若しくはひとさし指」と、同表第四号中「おや指」とあるのは、「おや指及びひとさし指、およや指若しくはひとさし指」と、同表第十級の項第七号中「おや指又は」であるのは、「ひとさし指を失つたもの又は一手のおや指若しくは」と、同表第十一級の項第八号中「ひとさし指、なか指又はくすり指を失つたもの」とあるのは、「なか指若しくはくすり指を失つたもの又は一手のひとさし指の用を廃したもの」と、同表第十二級の項第十号中「ひとさし指、なか指」とあるのは、「なか指」と、同表第十三級の項第七号中「おや指」とあるのは、「おや指若しくはひとさし指」と、「もの」とあるのは、「もの又は一手のひとさし指の遠位指節間関節を屈伸することができるなくなつたもの」と、同表第十四級の項第六号及び第七号中「おや指」とあるのは、「おや指及びひとさし指」とする。

四の三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の十四第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定（同令第三項第一号に係る部分に限る。）、同令第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項の改正規定、同令第九条の七第七項の改正規定（「百分の三・一」を「百分の一」に改める部分に限る。）、同令第二十九項の改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の四の次に三条を加える改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節中第四十一条の次に一条を加える改正規定、同章第九節を削り、同章第八節を同章第七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第十節を同章第九節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同令第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項の改正規定、同令第四十八条の十三第八項及び第三十項の改正規定、同令第五十二条の十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条

十二年六月十日以後に発生した自動車の運行による事故について適用する。

附 則（平成二十八年三月三一日政令第一三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四の二まで 略

附則（平成二十三年五月二日政令第一
六号）
この政令は、公布の日から施行し、改正後の
自動車損害賠償保障法施行令の規定は、平成二
年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 **（平成三十一年三月二九日政令第八号抄）**
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第六条及び第七条（地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第二百二十六号）第九条（見出しを含む。）の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

第一条 (一)の政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成三十一年三月三一日政令第一
(施行期日) 二五号) 抄
第一条 (一)の政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二九年九月一五日政令第一
三九号) 抄
(施行期日)

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

別表第一（第二条関係）

級等	別表第二（第二条関係） 後遺障害	級第一	級第二	級第三	級第四
二	二両眼が失明したもの 二咀嚼及び言語の機能を廃したるもの	三両上肢をひじ関節以上で失つたもの 四両下肢をひざ関節以上で失つたもの 五両下肢をひざ関節以上で失つたもの 六両下肢の用を全廃したもの	一両眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 三両上肢を手関節以上で失つたもの 四両下肢を足関節以上で失つたもの	一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二咀嚼又は言語の機能を廃したものの神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五両手の手指の全部を失つたもの	一両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すものの両耳の聴力を全く失つたもの 三両上肢をひじ関節以上で失つたもの 四両下肢をひざ関節以上で失つたもの 五両手の手指の全部の用を廃したもの
三	額金保険	三千円	二千五百円	一千九百円	一千八百円
四	三千円	二千五百円	一千九百円	一千八百円	一千八百円

級九第	級八第
つたもの	は普通の話声を解することができない程度になつたもの
一両眼の視力が○・六以下にな	四神經系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
一上肢に偽関節を残すもの	五胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
一下肢に偽関節を残すもの	六一手のおや指を含み三の手指を失つたもの又はおや指以外の四の手指を失つたもの
一足の足指の全部を失つたも	七一手の五の手指又はおや指を含み四の手指の用を廃したもの
の用を廃したもの	八一足をリストフラン関節以上で失つたもの
一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	九一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	十一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
二外貌に著しい醜状を残すも	十一両足の足指の全部の用を廃したもの
の十三両側の睾丸を失つたもの	十二外貌に著しい醜状を残すもの
一眼が失明し、又は一眼の視力が○・○二以下になつたもの	十三一眼が失明し、又は一眼の視力が○・○二以下になつたもの
二脊柱に運動障害を残すもの	四一手のおや指を含み三の手指を失つたもの又はおや指以外の三の手指を失つたもの
三一手のおや指を含み二の手指を失つたもの又はおや指以外の三の手指を失つたもの	五一手のおや指を含み三の手指の用を廃したもの又はおや指以外の四の手指の用を廃したものの
四一手のおや指を含み三の手指の用を廃したもの又はおや指以外の四の手指の用を廃したもの	六一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
五一下肢を五センチメートル以上短縮したもの	七一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
八一上肢に偽関節を残すもの	九一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
一足の足指の全部を失つたもの	十百六

級第十	<p>二 一眼の視力が○・○六以下になつたもの</p> <p>三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度</p> <p>九 両耳の聴力を一メートル以上</p> <p>十 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>十二 一手のおや指又はおや指以外の二の手指を失つたもの</p> <p>十三 一手のおや指を含み二の手指の用を廃したもの又はおや指以外の三の手指の用を廃したもの</p> <p>十四 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの</p> <p>十五 一足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>十六 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>十七 生殖器に著しい障害を残すもの</p> <p>三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>四 十四齒以上に対し歯科補綴を加えたもの</p>	円万一十六百四	円万六
-----	--	---------	-----

級二十第	<p>一 両眼の眼球に著しい調節機能を失つたもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>四 十齒以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>七 脊柱に変形を残すもの</p> <p>八 一手のひとさし指、なか指又はくすり指を失つたもの</p> <p>九 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</p> <p>十 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p> <p>一一 一耳の耳殻の大部分を欠損したものの</p>	級第十	<p>一 両眼の眼球に著しい調節機能を失つたもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>四 十齒以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>六 一足の第二の足指を失つたもの</p> <p>七 一足の第三の足指以下の一部を失つたもの</p> <p>八 一足の第三の足指以下の一部を失つたもの</p> <p>九 一手のこ指を失つたもの</p> <p>十 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの</p> <p>一一 一下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一二 一下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	円万四十二百二	円万一十三百三
------	---	-----	---	---------	---------

級三十第	<p>一 一眼の視力が○・六以下になつたもの</p> <p>二 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまづげはげを残すもの</p> <p>五 五齒以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>六 一手のこ指の用を廃したもの</p> <p>七 一手のおや指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>八 一足の第三の足指以下の一部を失つたもの</p> <p>九 一足の第二の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</p> <p>十 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p> <p>一一 一耳の耳殻の大部分を欠損したものの</p>	級第十	<p>一 一眼の視力が○・六以下になつたもの</p> <p>二 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまづげはげを残すもの</p> <p>五 五齒以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>六 一手のこ指の用を廃したもの</p> <p>七 一手のおや指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>八 一足の第三の足指以下の一部を失つたもの</p> <p>九 一足の第二の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</p> <p>十 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p> <p>一一 一耳の耳殻の大部分を欠損したものの</p>	円万九十三百	円万九十三百
------	---	-----	---	--------	--------

級四	<p>一 三歯以上に対し歯科補綴を加えたものの</p> <p>二 上肢の露出面にひらの大さきの醜いあとを残すもの</p> <p>三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>四 上肢の露出面にひらの大さきの醜いあとを残すもの</p> <p>五 下肢の露出面にひらの大さきの醜いあとを残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管骨に変形を残すものの</p> <p>九 一手のひとさし指、なか指又はくすり指を失つたものの</p> <p>十 一足の第二の足指を含み二の足指を失つたものの</p> <p>一一 一足の第三の足指以下の一部を失つたもの</p> <p>一二 一足の第三の足指以下の一部を失つたもの</p> <p>一三 局部に頑固な神経症状を残すものの</p> <p>一四 外貌に醜状を残すものの</p> <p>一五 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこの骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>一六 一上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの</p> <p>一七 一下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの</p> <p>一八 上肢の露出面にひらの大さきの醜いあとを残すもの</p> <p>一九 下肢の露出面にひらの大さきの醜いあとを残すもの</p> <p>二〇 上肢の露出面にひらの大さきの醜いあとを残すもの</p> <p>二一 下肢の露出面にひらの大さきの醜いあとを残すもの</p> <p>二二 三歯以上に対し歯科補綴を加えたものの</p>	備考	<p>一 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。</p> <p>二 手指を失つたものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。</p> <p>三 手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。</p> <p>四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。</p> <p>五 足指の用を廃したものは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。</p> <p>六 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であつて、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。</p>	円万五
----	--	----	--	-----